

## 令和2年度（2020年度）ブライ企業募集要項

### 1 ブライ企業の認定について

熊本県は、県内企業の労働力確保、労働者の県内就職促進につなげるため、従業員の労働環境や処遇の向上に優れた取組みを行う企業を、ブライ企業として認定しています。

ブライ企業とは、働く人がいきいきと輝き、安心して働き続けられる企業で、以下の4つを基本的な要件とします。

- ・従業員とその家族の満足度が高い
- ・地域の雇用を大切にしている
- ・地域社会・地域経済への貢献度が高い
- ・安定した経営を行っている

### 2 募集期間

令和2年（2020年）10月27日（火）から

令和2年（2020年）11月26日（木）まで **<必着>**

※ 認定時期は令和3年（2021年）1月頃を予定しております。

### 3 昨年度からの変更点について

令和元年度（2019年度）のブライ企業認定における検討事項及び新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、以下のとおり応募要件と審査項目の見直しを行いました。

#### 【応募要件の見直し】

応募要件として、次の2つを追加しました。

- 「直近2期の決算の営業利益が黒字であること、又は、直近の売上が前期より増加していること」について、「令和2年1月以降の決算において、新型コロナウイルス感染症が直接の原因となって生じた決算営業利益の赤字、売上の減少がある場合は、当該決算期の前2期を対象とする。」を追加。
- 「SDGs（持続可能な開発目標）達成につながる企業活動等に取り組んでいること」を追加。

#### 【審査項目の見直し】

見直しを行った審査項目は次のとおりです（なお、審査項目の数は見直し前と同じ20項目です。）。

- 審査項目⑨（ライフステージに応じた就労）  
例示にテレワークを追加。
- 審査項目⑰（社会貢献活動等）  
令和2年7月豪雨に対する支援について追加。
- 審査項目⑱（業界団体への加入）  
建設業協会への加入について追加。
- 審査項目⑲（安定した経営）  
応募要件に対応し、「新型コロナウイルス感染症が直接の原因となって生じた決算営業利益の赤字、売上の減少がある場合は、当該決算期の前2期を対象とする。」を追加。

## 見直しの適用時期について

今年度の新規募集から適用します。

認定期間中の企業におかれましては、以下の取扱いといたします。

### ●平成30年度（2018年度）及び令和元年度（2019年度）認定企業の皆様

今回の見直しに関わらず現認定期間は有効となりますが、次回認定更新の際、今回の見直し等に沿った最新の審査項目による審査となります。

### ●平成29年度（2017年度）認定企業の皆様

認定期間3年目を迎え、認定期間満了に伴い、本来は更新手続きが必要となりますが、コロナ禍における経営活動（事業継続、雇用維持、雇用環境改善等）に尽力いただくため、作業負担軽減への配慮の観点から、認定期間を1年間延長いたします。

これに伴い、更新手続きは令和3年度（2021年度）に行っていただき、認定期間は令和5年度（2023年度）までの2年間といたします。

## 4 応募要件

ブライト企業の認定に係る応募資格は、以下のとおりです。

- (1) 正社員の採用に関する権限がある事業所を熊本県内に有する法人（※1）、個人事業主又は企業組合（※2）で、雇用保険及び社会保険への加入があり、就業規則を整備していること。
  - （※1）「法人」とは、国及び法人税法の別表第一（公共法人）に掲げる法人以外のものをいう。
  - （※2）「企業組合」とは、中小企業等協同組合法第3条第4号に規定されたものをいう。
- (2) 過去3年の間に正社員雇用実績が1人以上ある。
- (3) セクシャルハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務並びに育児休業等に関するハラスメント防止措置義務を講じている。
- (4) 過去3年の間に法人等の都合による解雇を行っていない。
- (5) 過去3年の間に労働行政に係る司法処分を受けておらず、現在、違法な時間外労働や賃金不払（残業代含む）を行っていない。
- (6) 労働保険、社会保険及び県税等租税公課の滞納がない。
- (7) その他、公序良俗に反する行為及び過去に重大なコンプライアンス違反を行っていない、またはそれらに関連して係争中ではない。ただし、処分が終了し、社会的信頼を得られた企業は除く。
- (8) 労働者の過半数を代表する者から応募及び応募書に記載の内容に対する同意を得ていること（労働者の過半数で組織する労働組合がある場合は、労働組合の代表者からの同意でもよい）。
- (9) 「ブライト企業審査項目」の重点審査項目（4項目）に該当していること。
  - ア 過去3年間における正社員の年間平均離職率が、業種平均の離職率よりも低いこと
  - イ 今後（3年以内）に1人以上の正社員の採用予定があること
  - ウ 直近3年間において、学生、生徒等のインターンシップや職場体験の受入等の実績があること
  - エ 直近2期の決算の営業利益が黒字であること、又は、直近の売上が前期より増加していること

※ 平成28年熊本地震以降の決算において、地震が直接の原因となって生じた決算営業利益の赤字、売上の減

少がある場合は、当該決算期の前2期を対象とする。

※ 令和2年1月以降の決算において、新型コロナウイルス感染症が直接の原因となって生じた決算営業利益の赤字、売上の減少がある場合は、当該決算期の前2期を対象とする。

(10) SDGs（持続可能な開発目標）達成につながる企業活動等に取り組んでいること。

## 5 応募方法

応募は、事業主による自薦とします。

ワンストップジョブサイトくまもと（※）から応募書類をダウンロードして、熊本県労働雇用創生課へ書面で郵送してください。なお、（1）ブライツ企業応募書（様式第1号）については、電子データも併せてメールにて提出してください。

（※）<https://kumamoto.onestop-job.jp/bright-companies/post.html>

### 応募書類

（1）ブライツ企業応募書（様式第1号）

企業概要、応募要件確認シート、ブライツ企業審査項目及び企業のPRポイントを記載。

（2）添付書類

① ブライツ企業審査項目の確認用書類

- ・ ハローワークが発行する雇用保険に係る「事業所台帳異動状況照会」（応募した月から遡って3ヶ年分）
  - ・ 雇用保険被保険者関係データの情報提供に係る承諾書（別紙様式1）
  - ・ 就業規則、審査項目の記載事項が確認できる関係規程等
  - ・ 直近2期分の決算書
- ※以下のいずれかに該当する場合は、直近2期分の決算書及び3期前の決算書
- 平成28年熊本地震が直接の原因となって生じた営業利益の赤字、売上の減少が生じている場合
  - 令和2年1月以降の決算において、新型コロナウイルス感染症が直接の原因となって生じた営業利益の赤字、売上の減少が生じている場合

② セクシャルハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務並びに育児休業等に関するハラスメント防止措置義務を講じていることが確認できる書類

③ 労働保険料、社会保険及び県税の滞納がないことを証明する書類

- ・ 労働保険料関係は、管轄の労働局徴収課が発行する「労働保険料等納付証明書」
- ・ 社会保険関係は、管轄の年金事務所が発行する「社会保険料納入証明書」
- ・ 県税関係は、最寄りの各広域本部、地域振興局及び熊本県自動車税事務所の税務窓口が発行する県税に未納がないことを証明する「納税証明書（その6）」を添付してください。

県税の納税証明については、詳しくは熊本県のホームページ内の納税証明書の交付請求書のダウンロード及び手続きを御確認ください。

[http://www.pref.kumamoto.jp/ki\\_ji\\_11766.html](http://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_11766.html)

④ 労働者の過半数を代表する者からの応募及び応募書の内容に対する同意書（別紙様式2）

※労働者の過半数で組織する労働組合がある場合は、労働組合の代表者からの同意でもよい。

⑤ SDGs（持続可能な開発目標）達成に向けた取組みについて（別紙様式3）

(3) ブライト企業認定申請に係るアンケート（任意提出）

本アンケートは、認定申請に係る手続きの改善を図るため実施するもので回答内容を審査に使うことはありません。

また、本アンケートは、任意でお願いするもので、提出がなくても認定申請は可能です。

## 6 認定

(1) 認定方法

応募書類を基に、熊本県労働審議会が認定審査を行って、一定の水準を満たした企業を選定し、県が認定を行います。

なお、認定審査の実施にあたっては事業所を訪問し、応募書類の内容の詳細確認や事業主・従業員のヒアリング等を行う場合があります。

(2) 司法処分の有無の確認

県は、熊本労働局の協力を得て、過去3年間における労働行政による司法処分の有無について確認を行います。

(3) 認定証の交付

ブライト企業の認定を受けた企業には、認定証を交付します。

(4) 有効期間

ブライト企業の有効期間は認定日から3年間です。

## 7 認定企業の役割

認定企業は、働きやすい労働環境のモデル事業所として、県が行う普及啓発事業への情報提供等をはじめ、更なる高みを目指した継続的な取組みを通じて安定した労働環境の提供に協力をお願いします。

## 8 認定企業のメリット

(1) ブライト企業の名称やロゴマークを使用でき、県民から広く認知されるよう県が積極的に企業PRを行います。

（新聞、雑誌、認定企業を紹介する専用ガイドブック、県庁ホームページへの掲載 等）

(2) 県が求人面からの支援を行います。

（ブライト企業のみを集めた合同PRイベントの開催、学校進路指導教員と認定企業との情報交換会 等）

(3) 県の制度融資等で優遇措置が受けられます。

## 9 認定の取消し

(1) 県は、認定企業が以下の項目に該当する場合は、認定を取り消すことができます。

① 認定企業が応募資格を満たさなくなったとき。

② 「若者の使い捨てが疑われる企業等」として熊本労働局が公表するなど重大なコン

プライアンス違反が確認されたとき。

③ 知事がブライツ企業として不適當と認めたとき。

(2) 県は、認定企業が前項に該当することが疑われる場合は、認定企業に対して調査等を行うことができます。

(3) 認定企業は、前項の県の調査等に協力してください。

## 10 辞退の申出

認定を受けた企業は、ブライツ企業の認定の辞退について、県に申し出ることができます。

## 11 公表

県は、ブライツ企業として認定した企業を公表します。

※公表時期は令和3年(2021年)1月頃を予定しております。

※公表方法は県ホームページや新聞掲載を予定しております。

<提出先・お問合せ先>

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18-1

熊本県 商工労働部 商工雇用創生局

労働雇用創生課(県内雇用促進班)

電話 096-333-2340(直通)

FAX 096-381-6970

E-mail [roukosousei@pref.kumamoto.lg.jp](mailto:roukosousei@pref.kumamoto.lg.jp)